

令和元年9月定例会会議録

令和元年豊郷町議会9月定例会は、令和元年9月10日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	辻 本 勇
2 番	中 島 政 幸
3 番	村 岸 善 一
4 番	高 橋 彰
5 番	高 橋 直 子
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	中 山 圭 史
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史

上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
教 育 次 長	馬 場 貞 子
社 会 教 育 課 長	岡 村 浩 孝

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	山 口 昌 和
書 記	久 保 川 真 由 美

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

北川議長 ただいまから9月定例会を再開いたします。
ただいまの出席議員は11名であります。会議開会定足数に達しております。
よって、本日の会議は成立いたしました。
本日の会議を開きます。
(午前8時56分)
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、佐々木康雄君、11番、河合勇君を指名したいと思います。
日程第2、一般質問を行います。
執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、よろしくをお願いいたします。
なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないことになっておりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくをお願いいたします。
また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力のほどをよろしくをお願いいたします。
それでは、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

北川議長 中島議員。

中島議員 それでは、改めまして、おはようございます。一般質問の方に入らせていただきます。町長にお伺いいたします。

キャッシュレス決済導入支援についてお伺いいたします。令和元年10月に予定されている消費税引き上げに向けた経済対策の1つとして、政府がキャッシュレス決済を行った消費者についてポイントを還元する等の施策を公表していることを踏まえて、本町においてもキャッシュレス決済の導入や支援策についての考え方を問います。

1、国によるキャッシュレス化の推進をどのように把握しているのか。

2、国によるキャッシュレス化の基盤と受け入れ体制の準備が必要と考えるが、見解は。

3、キャッシュレス決済導入によるメリットとデメリットは。

4、キャッシュレス決済を推進する働きが活発化する中、公共料金もキャッシュレス収納を実施し、窓口サービスの向上と利便性向上を図る考えは。

以上です。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 2番、中島議員のキャッシュレス決済導入支援についてのご質問にお答えいたします。

①の国によるキャッシュレス化の推進についてですが、本年10月から消費税軽減税率制度が開始されるに当たり、軽減税率に対応したレジを導入する際にキャッシュレス決済を行える端末の導入を支援し、現在20%程度のキャッシュレス決済比率を2027年には40%まで引き上げるための、キャッシュレス環境の整備に取り組んでいると把握しております。

②の国によるキャッシュレス化の基盤と受け入れ体制の準備についてですが、国の支援策として、軽減税率対応のレジを導入すれば、軽減税率対策補助金が活用できます。この補助金では、キャッシュレス決済に関する機器の導入費用も補助対象となっております。

③のキャッシュレス決済導入によるメリットとデメリットについてですが、導入側のメリットとしては、「キャッシュレス決済に対応したお店として来店のきっかけになる」や、レジの混雑解消、会計ミスの防止、また、外国人観光客などへの対応などが挙げられております。デメリットについては、導入にかかる初期費用や決済手数料と、それ以外に、現金回収に時間がかかる点が挙げられております。

④につきましては会計管理者よりお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

北川議長 小西会計管理者。

会計管理者 中島議員のご質問のうち、「④公共料金もキャッシュレス収納を実施し、窓口サービスの向上と利便性の向上を図る考えは」についてのご質問にお答えします。

現在、当町では窓口での住民票などの諸証明等、手数料の支払いについての収納は現金のみであります。一部の市区町村で電子マネーや二次元バーコード、QRコードなどを利用し、手数料の支払いを実施している自治体があることは認識しております。

今後、当町においても、議員がおっしゃるように、住民の利便性を高めるとともに、現金を扱う職員の負担軽減などの業務効率化も図ることができるため、キャッシュレス決済を進めることは必要だと考えております。システムの導入、

運用にかかる費用、安全性、また決済にかかる手数料など、関係機関と勘案し、研究してまいりたいと思っております。

北川議長 再質問を許します。

中島議員 それでは、再質問に入ります。

全体的な流れからいくと前向きな考え方と捉えますが、遅い、早いはいろいろあるのかと思いますが、全体的に、流れるにはキャッシュレス化が進んでいくだろうというふうには思われます。また、結構年配の方も、若者の方も、だんだんそのような形で利用される方が多い。また、普通の買い物等でもキャッシュレスすれば3%還元、また国によっては5%還元ということで、8%、10%ぐらいが軽減できると。そんな感じになりますので、しっかりとした準備と早期の対応をまた考えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次に入ります。町長、教育長にお伺いいたします。

本町の部落差別解消推進法の施策についてお伺いいたします。平成28年12月に部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる部落差別解消推進法が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在していることを認め、部落差別は許されないとの認識をもって部落差別解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としていますが、情報化の進展に伴うSNS上での差別事象の発生など、新たな問題もあります。

このような状況のもと、本町においても部落差別解消推進法を受けて、部落差別は決して許されないものであり、その解消に努めることが本町の責任であるとの姿勢を明らかにして、なお一層の取り組みを期待するものであります。

そこで、部落差別解消推進法公布以降の施策について問います。

- 1、部落差別解消に対する町長の決意について問う。
- 2、部落差別解消推進法に対する本町の目的と基本理念は。
- 3、部落差別実施調査の現状と課題は。
- 4、相談体制の具体的取り組みは。
- 5、教育及び啓発の具体的取り組みは。
- 6、人権施策推進の町政運営は。

7、本町は人権尊重のまち宣言の制定をされており、人権学習講座を年間を通じて計画され、あらゆる人権課題について広く学ぶための取り組みもなされています。そこで、部落差別解消推進法の施行を受け、部落差別のない豊郷町を実現することを目的とし、県内でもいち早く部落差別解消推進法の条例を制定すべきと考えるが、条例制定に向けての見解は。

以上、お伺いします。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2番、中島議員の一般質問、本町の部落差別解消推進法の施策についての1番についてお答えいたします。

豊郷町では、基本的人権を尊重する日本国憲法の理念にのっとり、あらゆる差別の解消に向け、取り組みを行っておるところでございます。また、「豊かなさと」豊郷町人権擁護に関する条例とともに、豊郷町人権尊重のまち宣言にもありますように、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者、外国人等の差別を許さない明るいまちを築くために、今後も継続して施策を展開してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

北川議長 人権政策課長。

人権政策課長 それでは、中島議員の本町の部落差別解消推進法の施策について、1番と5番の質問以外について、人権政策課からお答えいたします。

2番の部落差別解消推進法に対する本町の目的と基本理念についてですが、本町では平成12年10月に「豊かなさと」豊郷町人権擁護に関する条例が制定され、第1条の目的として、「あらゆる差別をなくし、町民および滞在者一人ひとりの参加によって、人権を擁護するまちの実現に寄与する」とあり、また、第2条において、町の責務は、「前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進し、町民等の人権意識の高揚に努める」とあります。このことから、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、全ての人々が明るく住みよい「豊かなさと」を目指すことを基本理念として制定されていることにより、部落差別解消推進法と町条例の目的をあわせた形で町施策を実施しているところでございます。

次に、3番の部落差別実態調査の現状と課題についてですが、本町におきましても平成31年2月に法務省より調査以来があり、本年5月に報告いたしました。当町の現状といたしましては、部落差別に対する相談があり、差別行為をした者に対して関係機関を交えて改善を求めるなど、問題解決に向け努めております。課題といたしましては、再発防止のために町民への人権啓発活動を重点的に行うことだと認識しております。

次に、4番の相談体制の具体的な取り組みについて、本町におきます人権相談については、当課の人権政策課の窓口及び隣保館の窓口にて常時開設されております。また、豊郷町の人権擁護委員により、隣保館にて毎月25日に相談

日を設けて人権相談を行っておるところでございます。

次に、6番、「人権施策推進の町政運営は」ということで、町はあらゆる差別をなくすため、関係各課が密になり、相談教育及び啓発を継続し、町政運営に取り組んでおります。

最後に、7番の「本町の条例制定に向けての見解は」ということでございますが、本町においては平成12年以降、「豊かなさと」豊郷町人権擁護に関する条例が制定されていることから、現在のところ、代用しているところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

北川議長
社会教育課長

岡村社会教育課長。

中島議員のご質問にお答えさせていただきます。

私の方は5番、「教育及び啓発の具体的な取り組みは」についてご説明させていただきます。

人権教育につきましては、豊郷町教育行政方針をもとに各校園において学校教育目標を掲げ、人権教育もその中に位置づけて推進をしております。具体的には、思いやりの心を持つ、友達と仲よくするなど、命、人権を大切にする学習を各学級や全校集会等で取り組んでおります。そして、道徳の授業も保護者や地域に公開し、学校での取り組みの様子や人権の大切さを発信しております。

啓発につきましては、主に豊郷町人権教育推進協議会が中心となって授業を進めております。主な取り組みといたしましては、7月に町民のつどいを開催いたしまして、人権政策課、地域総合センターと共同で人権学習講座を年6回開催しております。また、県や愛犬で主催されます研修会への参加をするなど、啓発活動に取り組んでおります。

以上です。

北川議長
中島議員

それでは、再質問を許します。

豊郷町は人権に関するいろんな行動でかなり深く考えていただいているのは、いろんな活動を見て私も感じているところですが、先ほど言われました「豊かなさと」豊郷町人権擁護に関する条例が平成12年に制定されております。しかし、その後、平成28年に障害を理由とする差別の解消推進に関する法律、続いて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチが施行され、差別の解消、コンプライアンス問題として位置づける新たな人権施策展開がありました。さらに加えて、部落差別の解消を目的とした法律、部落差別の解消の推進に関する法律が出され、いわゆる人権三法が施行されました。

それを受けて、人権擁護に関する条例は以前からあるものの、また各市町においても、滋賀県はまだないんですが、部落差別解消法の施行を受けて条例を制定している市町もございます。新たな人権三法を踏まえて、また1つ踏み込んだ条例改正を行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 それでは、中島議員の再質問についてお答えいたします。

新たな条例をとということでございますが、この「豊かなさと」豊郷町人権擁護に関する条例の中には、きっちり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていこうということを押さえておりますのと、先ほど議員がおっしゃったように人権三法、平成28年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、そして部落差別解消法という三法が制定されました。

この障害者差別解消法は平成25年6月に制定されまして、議会の皆さん方には十分、これ、庁舎の件で28年1月1日から施行されますよ、やはり障害者の皆さん方にはぜひとも環境のいい、そういうような職場づくりをやっていかんらんし、来庁していただいたときには対応できる施設にしていかなければならない。これは行政の責務という形でうたわれております。

あと2法、ヘイトスピーチ解消法と部落差別解消法については、議員ご存じのように理念法といって、人間として、人として差別はいけないんだということをはかりに啓発していくかの課題でありますし、先ほど申しましたように、豊郷町の場合はその一番の前文に「部落差別をはじめ」ということでうたっておりますし、中身を見てみますと、大方網羅しているという思いもございまして、今、課長の方が答えたとおりでございます。

あと、いろいろな提案がございましたら、また提案していただければ、また内部協議なり、皆さん方とも協議させていただいて改正するなり、努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

北川議長 再々質問を許します。

中島議員 今後、このような人権に関する法律やコンプライアンスに関する問題などを大きく取り上げる場合があるかと思えます。職場や社会の仕組みの中で、まだまだ差別が現存するこの世の中で、今、町長がおっしゃられた人権擁護に関する条例、これもしっかり読ませていただきました。おっしゃるような、そんなことはいろいろと書かれておられましたが、今後、このような人権三法が国によって制定されたこの中で、また踏み込んだ考え、またこちらからもいろんな提案をさせていただきますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。

北川議長 次に、村岸善一君の質問を許します。

村岸議員 議長。

北川議長 村岸議員。

村岸議員 それでは、一般質問をさせていただきます。町長、教育長に問います。

町史編さんの進行についてを問います。町史編さん事業については、以前、同僚議員からも質問があり、答弁されております。あれから1年以上もたちました。また、広報紙等で古文書等を集めておられるが、次の点について問います。

1つ目、今日までどれだけ協力いただき収集できているのか。

2つ目、編さん委員会はどれだけのペースで開催されているのか。

3つ目、前回、事業を進めていく中でこちらの方の組織刷新も踏まえると答弁されているが、できているのか。

以上の答弁を求めます。

北川議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 村岸議員の町史編さんの進行についてのご質問にお答えさせていただきます。

1についてご説明させていただきます。

昨年度、歴史資料所在確認アンケートを全戸及び神社、寺院に送付し、調査を行いました。古い資料があるとお答えいただいた方は少数でしたが、今年度はその資料をお預かりして調査をしております。また、豊郷町に関連する書籍や冊子等の収集や、県立図書館に保存されている古文書の写しの収集、あわせて滋賀県に保管されている資料についても収集をしております。

今年度は神社、寺院への悉皆調査、各字への民俗調査を行っております。神社、寺院については、現在14カ所の調査が終了しております。民俗調査につきましては、現在1字のお話をお聞きし、順次各字を回り資料を収集していく予定をしております。あわせて、調査の際に古い資料が保存されていないか確認を行い、保存されている場合は収集させて調査の方をさせていただきます。

2についてご説明させていただきます。昨年度は3回、今年度は1回開催しております。編さん委員会は町史の基本方針や発行に必要な計画を立てる委員会であり、必要案件があれば都度開催する予定をしております。

3についてご説明させていただきます。組織刷新につきましては、昨年度、編さん委員会設置要綱の見直しを行いました。編さん委員会で審議する事項には、予算や職員に対して関係する部分が含まれるため、教育長、町長が特に必

要と認めるものといたしまして、町の課長級の職員にも委員として委嘱できるようにし、事業を進めております。

以上です。

北川議長 再質問を許します。

村岸議員 1番の答えを、今、言っていただきましたが、それは以前から言われている、前回も同じような答えだと思います。今回、新たに出てきた答えではないと思うんです。

そうした中で、収集する人はどういう方が収集されておられるのか。例えば職員だけが行っているとか、それ以外にどこか専門員の方をお願いして収集に当たっているのか、その点もお答え願いたいと思いますし、どういう方が編さん委員になっておられるのか、職員だけではないと思います。一般の方も民間人の方もいろいろ入っててくれはると思いますが、どういう経験を持たれた方が編さん委員になっておられるのか、知識のある方が編さん委員として加入されておられるのか、お願いしたいと思います。

それと、今まで収集されてきた中で、恐らく文化財的なものとか、そういうのも含まれておるとは思います。そういう仕分け等はいつ、どのように行うのか、それもお答え願いたいと思います。

以上です。

北川議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 村岸議員の再質問にお答えいたします。

資料の収集についてですけれども、現在、職員の方が書籍等を、また県の資料等のコピー等の調査ならびに収集の方はさせていただいております。今年度から専門の方に委託をさせていただきまして、寺院、神社仏閣の悉皆調査ならびに町各字の民俗調査につきましては、その専門の方に委託をして、現在行っているところでございます。

また、編さん委員はどんな方か、人数なんですけれども、現在、編さん委員につきましては8名になっております。3名が教育関係で、教育長、総務課長、企画振興課長が入っておられます。残り5名につきましては学識経験者ということで、地域の方、5名の方に委嘱をしております。

続きまして、文化財的な仕分けにつきましては、現在調査をしている段階でありまして、今のところ各寺院とかを回って、江戸時代のものとかもあるんですけれども、実際、仕分けをして、町史に使えるかどうかというのはまだわからないんですけど、今のところはそういうものがあるかという調査をして残しているというところでありまして、これからになってくるかなと思います。

以上です。

北川議長 再々質問を許します。

村岸議員 先日もうちの字に担当職員と学芸員の方が来られて、いろいろと調査されたそうですが、なかなか今の若い者は昔のことを聞かれてもわからない、答えられないというのが現状だと思います。そうした中で調べていくのは大変難しいと思いますが、1つ言えることは、石畑には龍ヶ池という昔からの水源があります。その中で龍ヶ池、砂山池につきましては日本土木学会から、一応、土木遺産という形でいただいているんです。そういうのを踏まえて、やはりそういう方面にも聞いていただいて、残すべきものは残さない、これはただ単に土木学会が認めとるだけやと、ではなしに、やはり町としても認めるようにしなければならぬと思いますが、どのような見解があるかお答え願いたい。

その中で学芸員の方がおっしゃっていたのは、豊郷町には専属の職員さんがいないということも言われまして、今の体制では豊郷は、町史をつくるに当たってなかなか前に進まないだろうと。例えば、その職員さんがまた次の違う職場に行かれたら、また引き継ぎがうまくいかないために頓挫するん違うかという話を学芸員さんの方からも言われておりました。そういうことをよその人から言われる前に、やはり豊郷町にしても、編さんをするならするで専門の職員を、職員というんですか、その課を確実にしていかなければならぬと思いますが、その点もお答え願いたいと思います。

以上です。

北川議長 教育長。

教育長 議員さんの再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

石畑の龍ヶ池については、いずれ今後、多分詳しい調査がされるであろうということを思っております。

今回の町史編さんの一番は、町史をつくるにしても、その町史に最終的に載らない場合もあります。しかし大事なことは、町の宝を何らかの形で今後残していくということを踏まえての調査をしております。今まで豊郷町内では悉皆調査がなされてなかったということで、非常に各字、あるいは家庭、あるいは神社仏閣にある、そういった大切なもの、宝的なものがなかなか、きっと町の方でも把握できなかったというところから、今回、そういった調査も踏まえて行っているところであります。

また、本来ですと学芸員の専門的な配置という話もありましたけど、それにかわる、匹敵する業者の方をお願いして、今、取り組んで、予算化していただいて、それに進めているところでありますので、そういった部分でそれに対応

できるのではないかということを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

専門の課については、現在のところ考えておりません。職員については、先ほどお話しさせていただきましたように、学芸員に匹敵する人材について予算化していただいておりますので、それをもとに、今、進めさせていただいているところであります。

以上です。

北川議長 次の質問を許します。

村岸議員 それでは、2つ目の質問をします。町長にお伺いします。

すまいるたうんばすの運行について。2月議会ですまいるたうんばすをJRの最寄り駅まで延長できないかとの質問で、社会福祉協議会と関係機関との調整がつけば試験的に最寄りの駅まで運行を考えていると答弁されてはいますが、その後、どのように進んでいるのか答弁願ひします。

保健福祉課長 議長。

北川議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 3番、村岸議員さんのすまいるたうんばすの運行についてのご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会と協議を重ねたところ、現在の運行ダイヤを変更して最寄りのJR駅につなぐには、稲枝駅までの1本の運行が限度であり、復路についてはダイヤ調整が困難との回答でした。町内を巡回しているすまいるたうんばすをつなげるよりも、現在、朝7時頃から夜8時頃まで稲枝駅や河瀬駅、南彦根駅まで1時間に1本運行されています愛のりタクシーをご利用いただく方が利便がよく、公益的、最たる施策と考えます。

北川議長 再質問を許します。

村岸議員 今、すまいるたうんばすのかわりに愛のりタクシーという答えをいただきましたが、住民さんの声から、すまいるたうんばすがあればありがたいなという声もいただいております。

それと、見ていますと、沢の宇曾川沿いのところに長くすまいるたうんばすが停車しております。多分、時間調整していると思うんですが、そういう時間があれば、なぜ稲枝駅まででも行けないのかと思うんです。いつも仕事であるところを通ると、また今日も止まっているわ、また仕事からの帰り、また止まっているわというような状態が見受けられますので、そういう時間帯を利用してでも何とかできないものかと思ひます。

それと、社会福祉協議会と、あとの関係機関というのはどこのことを指して

関係機関と言われたのか、それも答弁願いたいと思います。

北川議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 村岸議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

愛のりタクシーは公共交通機関であり、運行ダイヤによって停留所をつないでいることから、運行形態はバスと同様になります。

今ほど言っていただきましたすまいるたうんばすが沢に停車しているということですが、沢の方から例えばJRの稲枝駅に行くにしましても、片道10分はかかると思われます。往復すると20分かかるわけです。そうすると、次の停留所に間に合わないということになりますので、現在の運行ダイヤを調整する必要があるということで社会福祉協議会から回答をいただいております。

その時間帯につきましても、調整するに当たっても、結局は1日1本が、それも行きだけしか難しいのではないかという回答をいただいております、バスに一旦乗っていただきますと、例えばJR稲枝駅までつなぎますと、片道50分かかるといような算定で報告をいただいております。その辺から、すまいるたうんばすでは難しいのではないかなということで、先ほど回答させていただきました。

また、愛のりタクシーですけど、愛のりタクシーにつきましては直接行けるということもありまして、片道10分から15分程度でJR稲枝駅、またはJRの河瀬駅の方につないでおりますので、そちらの方が利便性が高いのではないかとということでご回答をさせていただきました。

あと、関係機関ですが、すまいるたうんばすにつきましては福祉バスということで保健福祉課が主にさせていただいているんですけど、愛のりタクシーにつきましては企画の方でしていただく分がありますので、「関係課と連携し」ということを伝えさせていただきました。

以上です。

村岸議員 はい。

北川議長 再々質問を許します。

村岸議員 今回の答弁では、そしたら、すまいるたうんばすは試験的にも運行できないという答えでよろしいんですね。住民さんから問われたら、今の状況では稲枝駅等、最寄り駅まではすまいるたうんばすは運行しませんと、豊郷町ではそういう考えでいてますという答えを住民さんの方に知らせてよろしいんですね。

保健福祉課長 議長。

北川議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 村岸議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

例えば東近江市では、町内を巡回しているちょこっとバスとちょこっとタクシーがあるということで、豊郷町でいいますと、すまいるたうんばすと愛のりタクシーに当たるものがあります。東近江市ではどちらも有料で運行されています。近年はちょこっとタクシーの方が利用者が多いことから、ちょこっとバス路線部分をちょこっとタクシーで運用されている路線が増えていると東近江市より聞いております。

このことから、利便性から見ましても、既存の愛のりタクシーをご利用いただきますようご理解をお願いするとともに、また、愛のりタクシーについてご利用いただくに当たりまして、利用方法等のご案内が必要でしたらご説明させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

北川議長 次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤博一議員 議長。

北川議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、一般質問をさせていただきます。町長にお答え願います。

空き家対策について。空き家が社会問題化する中で、2015年5月に完全施行された空家等対策の推進に関する特別措置法が、施行後4年が経過いたしました。本町の空き家対策は進展しているのか、また、現状の実態と課題及びこれからの対策について答弁を求めます。

企画振興課長 はい。

北川議長 企画振興課長。

企画振興課長 それでは、7番、西澤議員の「空き家対策について」についてお答えします。

本町の空き家対策につきましては、平成29年度に豊郷町空家等対策協議会を設置し、基本的な方針を定めた空家等対策計画を策定しました。その後、平成30年度に特定空き家等の判断基準を策定するなど、一定の進展をしております。

次に、現状と課題ですが、現在相談を受けている物件は約40件で、相談を受けますと電話や文書の郵送で本人に連絡をしておりますが、そのうち対応していただけるのが約3分の1、残りの3分の2につきましては高齢で資金的に余裕がなく、やりたくてもできないと回答があるものや、相続放棄をされ、誰も管理する者がいない物件など、対処に苦慮している物件も少なくはないのが現状です。

今後についてですが、基本的に空き家といえども、土地、建物、樹木、全て個人の財産であり、本来その管理については所有者に行っていただくのが基本ですので、粘り強く通知を行う予定ですが、近隣に被害が及ぶおそれのある危

険建物につきましては特定空き家に認定して、法に基づいて厳正に対処していく方法で取り組む予定をしております。

以上、よろしくお願いいたします。

北川議長

再質問を許します。

西澤博一議員

それでは、再質問をさせていただきます。

今、課長が述べられたように、全くそのとおりかなと思います。私も仕事柄、町内を回っていますと、やっぱりそのような空き家がたくさんあります。利用できる空き家もあるんですけども、今回質問させてもらっているのは、やはり崩れかけたとか、もう崩れたとか、崩れたときに近隣に迷惑がかかるとか、そんな部分の空き家対策について今日はお聞きしているわけであります。

そうしますと、それから施行後2年たって、空き家対策の状況は今お聞きしました。そうすると、これからなんですけど、これは大変、企画課の方にとっても時間のかかる、相手のあることやさかいになかなか進む部分がない、できないと思うわけです。そういうようなことで1つお聞きしたいのは、先進的に取り組んでいる自治体等があるかと思うんです。そういうところも一定、滋賀県、また他府県にあるかと思います。そんなところへ行って、一度、先進的に行っている自治体に対して、どのような形で進められているのかというようなことをお聞きしていただいたらどうかなと思います。

それが1点と、そして、その空き家の所有者が死亡している場合がありますわね。そういうときにまだ相続人が多数いるということがあって、恐らく事務負担的なことも大きいのかなと思います。その点について、どのように考えておられるのか。

そしてまた、今、今後について述べられたんですけども、この間、新しく協議会を立ち上げられたと思います。その中でやはり定期的に、台風等がこの頃多いので、そのような崩れた物件がおいてあるので、そんなところはもう一度、所有者に連絡等々で、何とかなるような形で対応していただきたいというのはあると思います。

今言われたように、資金面のことなんですけども、恐らく、うちの町はどうか分かりませんが、よその町によっては、この間、野洲市でしたかいな、テレビ等であったんですけども、野洲市が公費を負担して3階建てのマンションか何かを解体するというのもありました。そうなってくると、うちの町においてもそういう可能性が出てくるのがあろうかなと。そんなときに町として、資金面についてどのような対応をとられるのかお聞きしたいと思います。

今の点について3点お聞きしましたが、そして、あと、何回も繰り返す

ではないですけども、やはりそのような物件があるということは近隣の方々にもご迷惑がかかるので、そのようなところでもう一度推し進めていただきたい。そして、協議会の中でどのような方法がええのかということは十分議論をしていただきながら進めていっていただきたいと思いますので、今の点について答弁をお願いいたします。

北川議長 企画振興課長。

企画振興課長 それでは、7番、西澤議員の再質問にお答えをいたします。

まず先進地について学ぶという点でございますけれども、今現在、県の方で空き家対策の担当課の連絡調整会議というものがございまして、今、それぞれの自治体でどういう取り組みをやっているかというのも情報交換を行っておりますし、また実は、既に何個か、県内の市町に勉強させに行かせていただいているということもしておりますので、今後も続けていきたいなというふうに思っております。

次に、所有者が死亡した物件の件ですけれども、確におっしゃるとおり、相続人さんがたくさんおられる物件とかがありまして、非常に困っているのが現状なんですけれども、今年度、国の補助金をいただきまして、所有者が不明な物件の、所有者不明というか、相続人等、今現在の状況を把握するという委託事業について補助金をいただいておりますので、今現在、1軒につきまして、今、その相続人たちがどこでどうなっておられるのかということ进行调查する委託の準備を進めているところです。

次に、台風で破損した家屋の所有者に連絡というところですが、基本的には、よくあるのは、逆にその所有者から聞いてきてくれる場合がある物件があります。うちに「どこどこに空き家があるんやけど、迷惑かけてませんか」とか聞いてきていただく物件もあるんですけども、そういうのは状況を確認して、また連絡して、ひどかったら直してくださいというようなことも言うてる部分もあります。また、逆に何の連絡もないところにつきましては、近所からご相談をいただきましたら、写真を撮って所有者に送って、こういう破損をしているので修繕等をお願いしますということで連絡させていただいております。

あと、最後に代執行の関係ですけれども、野洲で、おっしゃられた行政がというやつですけれども、行政代執行といいますけれども、それにつきましても今年度、特定空き家に認定していくという方向で、特定空き家に認定した結果、逆に所有者さんの方に、先に潰していただけるかもわかりませんし、結果的に代執行を行わなければならないかもわかりませんし、それは状況を見ながら、

法的に厳正にやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

以上です。

北川議長 再々質問を許します。

西澤博一議員 今、課長の方から答弁いただきました。ありがとうございます。

それで、今、各課の中で空き家の関係の仕事をしていただいているんですけども、近隣の市町村と比べて、うちの町の担当する職員は十分足りているんですか。それとも、どうなんですか。やはりもう1名補助してくれれば、何とかもうちょっと進むのではないのかなという思いもあるんですけども、町によって規模は違うと思うんです。しかし、うちの町として、これからこれを進めていく上でどのような、今、申したように、職員の体制はどうなんですか。十分なことはできるんですか。それとも、やってみたら、臨職の方でもええんで、こういうようなことを助けてほしいという部分があるならば、ここで答弁をお願いしたいと思えます。

北川議長 企画振興課長。

企画振興課長 それでは、7番、西澤議員の再々質問にお答えしたいと思います。

職員の体制についてありがたいお言葉をいただきまして、ありがとうございます。もちろん限られた職員の中でやっておりますので、手の届く部分、届かない部分、当然あると思えます。ただ、今おります職員も毎日一生懸命頑張っておりますので、何とかやっていきたいと。

また、議員が先ほどおっしゃったように、何せこういう話は相手がある話ですので、職員が1名増えたからといってスムーズに進むかという、そうでもないという部分もございますので、今、できる範囲で一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

北川議長 次の質問を許します。

西澤博一議員 次の質問を行います。

未来を担う職員の人材育成はということで、平成30年12月議会において、将来を担う職員の人材育成について一般質問を行いました。地方創生を担う中核的な人材であり、一人ひとりの資質の向上が不可欠であるが、以下の点について答弁を求めます。

①職員に求められる企画力について。

②職員の人材交流、派遣について。

③地域住民と職員がともに考え、協働のまちづくりの担い手を育成することについて、答弁を求めます。

総務課長 議長。

北川議長 総務課長。

総務課長 それでは、西澤博一議員のご質問にお答えをさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

「未来を担う人材育成を」ということで、まず職員に求められる企画力につ
きましてですが、職員自ら豊郷町の地域を知るために各種イベントや研修への
自主的な参加を通して本町の実情を体感し、そこから何かを得ることから始ま
ると考えておるところでございます。

次に、職員の人材交流、派遣につきましてですが、県、国との協議をしなが
ら、また本町の職員配置を見ながら検討してまいりたいというふうに考えてお
るところでございます。

最後に、地域住民の方と職員がともに考え、協働のまちづくりの担い手を育
成することについてでございますけれども、先ほども申しあげました地域の住
民の皆さんとの交流も含め、まずは現場に赴き地域の現状を知ること、
その中でそれぞれが考え見出せる力を培っていくということから始めなければ
ならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

北川議長 再質問を許します。

西澤博一議員 今、総務課長から答弁がありましたように、まさにそのとおりかなと思いま
した。

そこで、30年度の12月議会のとくに質問させていただいたんですけども、
そのときの議事録なんですけども、課長も議事録を見て答えられたように私も
感じておりますので、そこで質問します。

真ん中で、県と国との協議をしながらという話の中で、本町の職員の配置を
見ながら検討してまいりたいという答弁がありました。今もそのように答えら
れております。また、国、県からの受け入れも含めまして、今後は若手職員も
広く知識を得られるように検討していきたいというふうに答弁がありました。
その2点について、これからどのような対応をとられるのか、まずその1点を
お聞きしたいと思います。

次、地域住民との職員の交流なんですけども、前回も述べましたように、や
っぱり職員の若い方々が地域の中へ入り込み溶け込んでいく、そして高齢者の
方々、また若い方々の意見を聞きながら、これからの町の行政運営に対して、
どのように行っていくかということがやはり職員たちの大切な職務ではないか
と思います。また、机でやらなければ、仕事もたくさん残っておると思います。

その中で、やはり時間の許す限りはそのようなところに溶け込んで、いろんな意見を聞きながら行政に反映することが大事かと思います。それは私たち議員にとっても当たり前のことでもあります。職員もそのような形でやっていただきたいと、そのようなことで、やはりこれから敬老会もあります、いろんなことがあろうと思いますけども、やはり企画課だけではなく、また総務課だけではなく、各、教育委員会においてもそのようなことで、若手の職員の方々、これから豊郷町を担っていただく職員の育成ということでは大事なことだと思いますので、その点について、代表として総務課長に1点お聞きしたいと思います。

職員に求められる企画力ですけども、これは企画にとってはさまざまあります。うちの町に対しても、いろんな企画を立てながら推進していただいております。前回も述べましたように、やはり今やっている企画に対して、もう1つプラスアップをかけて、こういうような形でしょうかという施策等々が各課にあるのではないかと思います。そのようなことも皆さんの課の中で一度検討していただき、今後の豊郷町の未来の発展の、職員のこともあり、また町民のこととも考えながら、もう一度考えていただきたい。

1つ例を挙げますと、豊栄のさともずっと立派にできております。ホールについてもなかなか使う利用度が少ないかなと思います。また、豊栄のさとの外のグラウンドというのか、芝生のところがあります。あれでも何らかの形で、今度、オータムフェスティバルもあろうと思いますけども、そういうようなもので何か利用する方法はないのかということを考えていただきたいと思うわけでありまして。コンサートもやっておられるし、いろんなことで利用できることを考えていただきたいと、これは教育委員会の方に対して要望していきたいと思っております。

以上の点についてですけども、総務課長の方から答弁をお願いいたします。

総務課長
北川議長
総務課長

議長。

北川総務課長。

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

まず、県、国との協議につきましては、県幹部、また国の役人の方で、非公式ではありますがけれども、お会いしたときには人事交流の関係、派遣の関係については意見交換と申しますか、そのようなことはさせていただいているところでございます。

まずは職員の配置についてでございますけれども、今現在のいろいろな各課の状況も見て歩いております。その中で派遣に対してどのような対応をとって

いきたいのかというものも、それぞれの、私なりにいろいろと、今、検討しておるところでございます。

今おっしゃっていただきましたそれぞれのイベントでございますが、物産展やとっとまつり、オータムフェスティバル、健康フェスティバルというような各町民の皆さんがたくさんお集まりのところには常に職員が行くようにということで、総務課長の私の立場でも申しておりますけれども、朝礼の中でも一課長が率先して、実態を踏まえて職員にお願いをしておるような、そういう現状もありますので、職員が腰を上げ、汗をかくというような体験を、徐々にではありますが、増えているのではないかというふうに考えておるところでございます。

今後の若手職員には、私は、期待できる職員もたくさんおりますので、そのようにいけたらいいなど。地元職員については課を飛び越えて行政対応をしておる職員も多々ございますので、そういう部分についてもありがたいところだと思いますので、そういう職員が伸びていくように、これからもサポートしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

北川議長 再々質問を許します。

西澤博一議員 1点だけお聞きしたい。これは私もわからないんですけども、本町から仮に今の話、県にしても、国にしても、研修で仮に1年、2年で勉強に派遣したいんですけどという要望をした場合、その手続等があるのか私はわかりませんので、その点については、もし、町長は今の全国の役職におられるし、町の会長もしておられますので、その点について、わかる範囲で結構ですので、もし答弁ができるようでしたらお願いしたいと思います。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 私の方から再々質問にお答えさせていただきます。

手続はもちろん必要でございます。県からそういう交流事業という形のもの打診されてまいります。それまでの、今、先ほど申しましたように、県の方にご相談をさせていただいているということでございますので、手続については必要であるというようなことで考えておるところでございます。以前もそういうふうに、年間通しての派遣の場合、人事交流の場合にはそのようなことがあったというふうに認識しております。今後もよろしく願いいたします。

北川議長 それでは、暫時休憩といたします。

再開は、この時計で10時10分から。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時10分 再開)

北川議長 鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、一般質問を行います。

まず、保育士確保に向けた抜本的対策について提案をさせていただきます。保育士が確保できずに、保育園に入所を希望する子供全員が入所できないという事態が、今年度、発生いたしました。保育士の確保は喫緊の重要課題であり、保育士の抜本的な確保のために次のような提案をさせていただきます。

1つ目は、保育士育成奨学金制度をつくってはどうか。

2つ目は、保育士が返還する奨学金返済免除制度をつくってはどうか。

3つ目は、豊郷病院の看護師確保対策に準じた保育士の確保対策を検討してはどうか。見解を求めます。

次に、補聴器購入に対する補助制度について、高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなって仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えていますが、補聴器は日本では平均価格が15万円と非常に高額で、高くて買えないという悲鳴が高齢者から上がっています。そこで、町独自の補聴器購入に対する補助制度の検討を求めますが、回答をお願いいたします。

3点目は、国保税のさらなる引き下げについて質問いたします。今年度の国保税は豊郷町が県下で唯一値下げになり、町民の皆さんには大変歓迎されましたが、最終的に税額でどれぐらいの値下げになったのか、明らかに説明をお願いいたします。2つ目は、来年度も最低でも今年度の税額を維持することを求めますが、回答をお願いいたします。

4点目は、日栄学区内における雨水対策の実施を求めます。現在、中山道沿いの北村ポンプさんから宇曾川までの間の雨水対策が実施されていませんが、1つは工事が行われていない理由について説明を求めます。2つ目は今後計画的にこの区間の工事を行うことを求めますが、回答をお願いいたします。

5点目は、豊郷町スポーツ公園の整備、改善について質問いたします。豊郷町第5次総合計画、「健康づくりとスポーツの推進」の主要施策として、「スポーツ・レクリエーションに親しめる活動拠点として、豊郷スポーツ公園や武道館について、計画的に施設・設備の充実を図ります」とされていますが、今後、具体的にどのように整備をされていくのか、明らかにしていただきたいと思っております。

最後、6点目ですが、新しいごみ処理施設の建設問題について説明を求めます。湖東定住自立圏の共生ビジョン、ごみ処理の項には、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で彦根広域行政組合を組織し、広域化によりごみ処理施設の建設を目指すとされていますが、現在の進行状況について説明を求めます。

北川議長 教育次長。

教育次長 それでは、鈴木議員の保育士確保に向けた抜本的対策の提案のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、保育士確保に向けて、本町では先の6月議会でご承認いただきました保育士等人材紹介料緊急支援事業補助金や、今議会に上程させていただいております保育士宿舍借り上げ支援事業補助金といった補助金の制定、また、ハローワークに求人募集をかけておりますが、なかなか人材が集まらないのが現状でございます。

そのため、保育士を目指している学生が何を求めているのかということを探るため、教育長とともに県下の大学の就職支援課を訪問してまいりました。以前に比べ保育士志願者は減少傾向にあること、働き方に多様化を求めており、休日や給料だけを見ているのではないこと、ひとり暮らしを考えている学生は家賃補助の有無や住居手当の有無などを見ている子もいる、また、学生の間では、最初から正規職員よりも嘱託を望む子がいるということでした。また、奨学金を借りながら学生生活を送っている学生もいるということもありましたので、本町でも本事業等、保育士確保に向け、いろいろな制度を研究しているところでございます。

以上です。

保健福祉課長 議長。

北川議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 8番、鈴木議員の補聴器の補助制度についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、豊郷町では聴覚障害者を対象にした補聴器購入の助成はありますが、高齢化による障害認定を受けていない難聴者に対しての購入助成制度はありません。購入後のメンテナンスも含め、補聴器に対する正しい情報提供と継続的なケアが必要なことから、補聴器の購入助成については情報収集に努めていきたいと存じます。

以上です。

税務課長 議長。

北川議長 税務課長。

税務課長 鈴木勉市議員の「国民健康保険税のさらなる引き下げを」のご質問のうち、1、最終的にどれほどの値下げになったのかについてお答えいたします。

平成30年度の国民健康保険税は、本算定時において、本町全体で1億6,022万3,200円課税されました。令和元年8月末時点での全体課税額は1億4,254万8,000円となり、平成30年度と平成31年度課税額を比較すると、全体で1,767万5,200円の減額となり、率にしますと11.03%の減となりました。1世帯当たり平均で9,376円の減、率でいきますと6.44%の減、一人当たりでいきますと平均で4,565円の減、率でいきますと5.51%の減となっております。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木勉市議員の「国保税のさらなる引き下げを」のご質問のうち、来年度の税額についてお答えいたします。

来年度の国保税につきましては、現時点で国から仮係数の方が提示されておられませんので、県納付金がどの程度になるのか、今、現時点では不透明であることから、お答えの方はできかねます。

ただ、現在、最近のトレンドとしましては、社会保険の適用範囲の拡大、団塊の世代の後期高齢者医療への移行等によりまして、被保険者数は減少し、一人当たりの保険給付費が上昇しているため、現在の保険税率を維持することは相当困難であると認識しております。

また、基金投入に伴います国保税の引き下げにつきましても、令和6年度以降、早い段階での保険料率の統一が控えておりますので、激変緩和の調整財源として、一定、留保していく必要があると思っておりますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

以上です。

上下水道課長 議長。

北川議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、鈴木議員の日栄小学校区内の雨水対策の実施のご質問について、お答えいたします。

まず、1点目の「工事が行われてない理由は何か」についてでありますけれども、これについては計画策定当時、豪雨等によって水路から溢水していた実情や、溢水の可能性を含めて計画されたものであり、議員ご質問の北村ポンプさんから宇曾川までの間については浸水が想定された区域外であったということから、計画の対象外になっております。

次に、2点目の「計画的に工事を行うことを求めますが、回答を」というこ

とでございます。これにつきましては、これまで平成16年から溢水していた町内3カ所について、解消を早期に図るためとして工事を実施しておりました。しかし、雨水対策には多額の費用がかかること、そしてまた、その費用については一般会計が負担することとなっております。その後の財政状況などから、思うように現時点でも計画が進んでいないといったことが現状であります。

一方、財源を確保するため、浸水被害の防止や軽減対策に係る国庫補助対象にならないか滋賀県に確認をいたしましたところ、補助対象となり得るものとしては、近年のゲリラ豪雨や台風等により浸水した状況がある場合や、また、上流に開発が進んで分譲地が増加し、既存の水路では能力を超える状況にある場合でないと補助対象とするのは難しいといった返答をいただいております。

議員のおっしゃることは計画的に進めるといったことで、ごもつともではありませんけれども、町としても難しいのが現状ではあります。本町の下水道事業は来年度に地方公営企業法の適用を受け、会計方式等が変わる予定をしております。また、補助対象となることが現時点で難しい状況を踏まえますと、まずは現在の雨水対策計画を可能な限り進めてまいりたいということで考えております。ご理解くださいますよう、よろしくお願いたします。

以上です。

北川議長
社会教育課長

岡村社会教育課長。

それでは、私の方から、鈴木議員の「豊郷スポーツ公園の整備、改善を」についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、豊郷スポーツ公園は多目的グラウンド、町民体育館、グラウンドゴルフ場、テニスコートの施設で構成をされております。施設につきましては指定管理者制度を導入し、施設の管理をお願いしております。今後の計画について、教育委員会では今年度、長寿命化計画を策定する予定をしております。施設につきましては、その計画をもとに適正に管理していきたいと思っております。

また、いつでもどこでも楽しめる生涯スポーツの推進、いずれは訪れるであろう人生100年時代において高齢者の方が気軽にスポーツを楽しむため、スポーツ公園に訪れることのできるように、今年度は指定管理者の独自事業や、スポーツ協会にお願いをしていろいろな体験、教室を実施していただいているところであります。今後もこのような事業を展開していき、今ある施設の中で実施できるスポーツの環境づくりに努めていきたいと思っております。また、多くの住民の方に利用していただけるよう、住民のニーズ、また、その時代に合った設備の充実を指定管理者や関係者、団体の意見をお伺いしながら、計画的に進めていきたいと思っております。

また、武道館につきましては、平成27年度に改修工事を行っており、緊急に施設・設備の整備を行う予定はありませんが、使用につきましては主に中学校と剣道教室が使用されており、一般の方は余り利用されておりませんので、使用していただけるように検討しなければならないと考えております。

以上です。

北川議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 それでは、鈴木勉市議員の「新しいごみ処理施設の建設問題を問う」について、お答えさせていただきます。

新ごみ処理場建設候補地につきましては、平成29年6月、管理者により愛荘町竹原地区に選定されましたが、その後、甲良町議会、彦根市議会において、候補地決定見直しを求める意見書が提出されたこともありまして、組合議会の了解が得られず、本年4月に白紙撤回となりました。以後、4月22日に新たな建設候補地に向けての合同説明会を開き、当初応募した5地区が対象でございますけれども、そのうち4地区が再選定の意向を示しました。4地区は彦根市原町、西清崎町、下西川町、愛荘町竹原で、彦根愛知犬上広域行政組合は4地区を建設候補地として仮決定し、各地区に土地所有者や権利関係者の同意書など書類の提出を7月22日までに求め、以後、何度も管理者会で協議するとともに、組合議員と管理者会との話し合いを行い、今月末日までに最終候補地を管理者会で総合判断する予定でございます。

以上でございます。

北川議長 再質問を許します。

鈴木議員 まず、保育士確保に向けた抜本的対策について再質問をさせていただきます。

保育士の不足問題については、これまで議会でもいろいろな議論がありましたし、今回も、希望者が全員入所できなかった事態についても、昨年の12月に採用予定合格者から突然採用辞退があったというような状況が生まれたこと、それから、町としてもその事態解消のために、今、回答がありましたが、人材派遣からの採用や、今の回答では、宿舎の支援やハローワークの対応をしましたが、なかなか採用がないということで、町としても努力をされていることについては私も認めるところでありますが、残念ながら抜本的な改善をされていません。

そこで、やはりこの問題を解決するには、もちろん当面の手だても必要ではありますが、長期的、抜本的な対策が必要ではないかと考え、先ほどの3つの提案をさせていただいた次第です。

1つ目はその名前のお通り、保育士に限定をしたといいますか、大学奨学資

金の返さなくてもいい給付奨学金を求めてまいりましたが、当面、例えば保育士確保に限定した奨学金制度を検討してはどうだろうかというのが1点目であります。

2点目は、これは今、東京のある会社が、採用した社員が大学で奨学金を借りていた場合、私の孫も今、奨学金を借りていまして、400万ぐらいから500万ぐらいになる、この分が卒業後も負担になってくるわけですが、その場合、その会社に在籍した年数により、奨学金の返済の何割かを会社が負担するという制度をつくったそうです。そういったしましたところ、この会社の離職率が減って、会社への入社希望も増えているというような状況があるようです。

今、大学の授業料は非常に高いですから、多くの大学生が、先ほども申し上げましたが、奨学金を借りんとやっていけない、そういう状況にあり、仮に豊郷に希望された保育士さんが奨学金を返済していく場合、例えばこの会社が行っているように、勤務年数に応じて奨学金の返済を町が負担していくということを検討してはどうだろうかというものであります。

3つ目は、現在、豊郷病院の看護師確保のために卒業生1人当たり10万の助成制度がありますが、この制度に準じたものが考えられないかと。実はこの質問書を出してから、私の知人の娘さんが、今、京都の保育士の専門学校に通っておられるというので、その娘さんと話をする機会がありました。「おっちゃん、今、こんなことを考えてんのやけど、卒業したら豊郷に就職したってくれよ」と、こういう話をしたら、にやっとしてなかなか回答がなかったんですが、この豊郷病院の看護師確保に準じたというのは、例えば勤続年数に応じて何らかの補助をするとか、そういうことを考えられないだろうかというのが3つ目の提案であります。

いずれにいたしましても、豊郷の子供たちの将来を守るというためにも、今の時期にこそ抜本的対策を検討するべきではないかというふうに私は思う。今、幾つか申し上げましたのは私が考えた提案なんですけど、ぜひ町の方とも一緒になって、知恵と工夫を出して、これは1つの検討材料としてお考えをいただき、何らかの保育士確保に向けた抜本的な対策の検討をするべきだと私は考えますが、見解を求めます。

北川議長 教育次長。

教育次長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

その前に、先ほどの答弁で1カ所訂正がありますので、訂正させていただきます。最後に申しました、「奨学金を借りながら学生生活を送っている学生も

いる」ということを答弁させていただきました。そこの最後で、「いろいろな制度を研究している」と申しましたけれども、「検討している」の誤りです。申しわけございません。

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

県下では長浜市さんが保育士等奨学金返還支援交付金というもので、その奨学金を借りた金額の、1年目は6分の1相当、2年目は5分の1相当、3年目は支援基準額と支払残額の低い方の額を補助するという制度を設けておられます。議員がおっしゃる保育士確保に向けて取り組まれておられるので、そういったことも参考に検討していきたいと考えております。

以上です。

北川議長 再々質問を許します。

鈴木議員 回答の中で、町も教育委員会も非常に努力されているということはわかります。ただ、その努力は、私が思うのは、町だけではなしに議会や町民が全員になって、子供の未来を守るために、例えばそういうお子さんがいたら、こういうところにいるでというような、一丸となって保育士の確保に当たっていくと、そのことが豊郷の未来を守るということになるかと私は思いますし、それから、今の長浜の例、私も今初めてお聞きしましたが、ぜひ来年度に向けて具体的な検討を始めていただきたいと思いますが、最後に、教育長に見解だけお願いいたします。

北川議長 堤教育長。

教育長 保育士確保に向けて、鋭意努力していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

北川議長 次の再質問を許します。

鈴木議員 次は補聴器問題について再質問をさせていただきます。

先ほど回答がありましたように、今、補聴器制度については障害者手帳、50デシベルでしたですか、以降のものについては補助制度があります。ただ、その補助制度も非常に複雑でして、3万とか5万とか、よく読んでみたんですが、なかなかわかりきらないんですが、実はこの問題について平成30年12月の兵庫県議会では、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めるといった意見書が全会一致で採択されています。言いかえれば、つまり高齢に伴う難聴の方が補聴器を購入する際に、公的な補助制度を国でつくってほしいという意見書であります。

先ほど「情報収集を」ということでありましたので、何が書いてあるのかをご紹介します。1つは、ここに書かれていますのは加齢性難聴、

年がいくにつれて難聴が進んでいくという加齢性難聴は、ただ単なる難聴ではなしに、コミュニケーションの問題も含めて生活の質を落としてしまうという、非常に社会生活を送る上で重大な問題があるということが指摘されています。さらに最近では、難聴は鬱病や認知症の原因とも考えられるという新しい見解が出されていること、3つ目には、日本の補聴器の値段は片耳で約3万から20万と高く、これは保険が適用されないんです。全額自己負担になっていると。4つ目が、身体障害者手帳が交付されている障害者の方の、ここなんです。高度重度難聴の場合には一定の補助があるんです。中度以下の場合には医療費控除が受けられるんですが、その対象者はわずかで、約9割が自費で購入しているという実情があって、特に低所得者の高齢者にとっては切実な問題になっているということが書かれています。

高齢に伴う難聴、聞こえにくいという問題は、時代の変化とともに、古いようで新しい問題であります。耳が聞こえにくい、聞こえないという例えでは、テレビの音を大きくしないと聞こえないといったもので、家族間であつれきを生んだり、さらに、このたびでは70歳以上、65歳以上の高齢からでも働こうという方が推進されていますから、働く上での障害になるということで、社会生活でも大きな問題になっています。

実は私も小さい頃、内耳炎を患いまして、耳が聞こえにくいときが、疲れがあるときに時々あるんですが、一時期、補聴器も試してみたんですが、なかなかかななかったということがあるんですが、実は中日新聞の発言欄に次のような投稿がありました。幼いとき患った耳の病気で、長年右耳だけに頼って生活をしてきたが、60歳を過ぎて右耳も聞こえにくくなり、補聴器を手にしたと。なかなかなじめなかったけれども、補聴器はいつまでも他人とかかわる、交わるための大事なサポート役だと改めてわかって、補聴器を諦めなくてよかったという投稿がありました。そういう意味では、私は難聴の高齢者の社会参加を保障していくためにも、まず補助制度の検討を始めたらどうかと思いますが、再度提案をいたしますが、回答をお願いいたします。

北川議長 森保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

補聴器は購入後すぐに音をはっきり聞こえると期待されている方が多いようですが、眼鏡とは違って音を聞き取るトレーニングが必要であり、補聴器をつけ始めてから少なくとも3カ月から半年ほどは、定期的に補聴器の音量などを調整しながら、徐々に音を聞き取るトレーニングを続けることで、聞こえてくる雑音の中から言葉を聞き取れるようになるということです。

再度になりますが、補聴器の購入費の助成については、せっかく補聴器を購入したのに役に立たないということにならないように、情報収集に努めていきたいと存じます。

以上です。

北川議長 再々質問を許します。

鈴木議員 欧米では、ヨーロッパでは補聴器購入に対し公的な補助制度があるんですが、日本ではまだ少ないというのは、欧米では難聴は医療のカテゴリーに入っている、日本では障害のカテゴリーに入っていると、この基本的な違いがあるわけですが、日本でも東京23区の中の5区や静岡県の高島市などでは独自の補助制度がつくられます。高齢になっても心身とも健やかに暮らすことができ、認知症の予防、ひいては医療費の抑制にもつながる補助制度をぜひつくっていただく検討をしていただきたい。まず検討を始めていただきたい。豊郷町はこれまで、18歳まで医療費の無料化を県下で先駆けて実施するなど、子育て施策の充実強化の先導的役割を担ってまいりましたが、それを理由に豊郷町に住む人も増えているのは事実であります。私は、今度はその意気込みを、高齢者に対する補聴器の補助制度を、県下に先駆けて道を開くことを、再度検討を求めたいと思いますが、再度回答をお願いいたします。

北川議長 町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

補聴器は私も母親に、そんな高いものは買えませんでして、確か3万円か4万円ぐらいのを買いまして、なかなか、こんなもんは合わんよと2回買わされて、そのままペアになって、さっき課長が言いましたように、本当に必要なものは必要なんですけど、いかにそのようになれていただいて、小まめに自分の体の1つとして扱っていただけるか、そこらがありますし、いろいろ聞いておりますと、生活保護の方も、15万円のを買われてもなかなか聞こえんと、どこかへ置いたまま、それが2回もというような、そういう形もありまして、やはりしっかりと調査、研究をさせていただいて、やっぱり高齢者の皆さん方が元気に日々を送れるように今後とも検討してまいりたいと思いますので、またいろいろな情報がありましたら課長の方まで寄せていただいて、ともに研究させていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

北川議長 次の質問を許します。

鈴木議員 次、国保の引き下げですが、先ほどの回答で、1世帯当たり平均で9,376円、1人当たり4,565円の税額の値下げになったということで、非常に町民

には歓迎をされています。

私が今回の質問をさせていただいたのは、その値下げになった分を来年度も何とか維持していただきたいと。もちろん現時点で国や県の指数が出ていないのははっきりしています。まさにそれはそのとおりだと思いますが、ただ、私がここで今日質問させていただいたのは、そのときになって慌てないように、今から基金の活用を激変緩和に使っていきたい、それも理解をいたします。それもそのとおりだと思います。ですから、その辺も含めて、大体的見通しについては、3月議会で医療保険課長の方から大体的方向も示されておりますので今日はもう繰り返しません、ぜひ今からその検討をしておいていただきたいということだけをお願いしたいと思いますが、その点についてだけ回答をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再質問の方にお答えさせていただきます。

今年度の税額を来年度も維持してほしいというご要望については一定承っておきますけれども、ただ、今、基金、30年度末決算で5,200万弱しかありません。来年度、もし税額の方、どの程度上がるかは今のところ不透明なのでわからないというのが現状なんですけれども、例えばそれで基金の方を2,000万以上投入しなければならなくなった場合、それ以降、まだ令和6年度までは5年ほどあります。毎年2,000万ずつつぎ込んでしまうと、2年半で基金の方が尽きますので、基金がなくなってしまうと、当然、全額が国保税の方にはね返ってくるという状況の方もありますので、現時点で、事務局案ではありますけれども、一定、基準を設けて、基金の活用のルールをつくっていければなというふうに考えております。上がる税額にどの程度基金を投入するのか、何年度に基金をどの程度残すのかというのは、今年度末までには一定、結論の方は出していければなと考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

以上です。

北川議長 次の質問を許します。

鈴木議員 北村ポンプさんから宇曾川までの、できてないですね。回答にあったように、当初の計画の浸水の可能性について、あそこから先が区域外で計画されなかったということですね。対象になるかどうか、先ほどの話ではグレーみたいな回答だったような気がいたしますが、ただ、昨年でしたよね、台風21号で初めて避難指示が出されると。一般質問もしましたが、それから聞いていますと、

やっぱりあの地域全体が浸水の可能性があって、また、最近のゲリラ豪雨とかは全然違いますから、新しい状況が生まれているのではないかというふうに考えるわけです。

ぜひ、そこは県や国との協議で努力していただきたいと思うのですが、実はこの問題についての質問をしたのは今回が初めてではありません。2009年の6月議会で、北村ポンプさんの前で工事が止まっているのはどうしてなんだという質問を取り上げて、雨水対策の実績と今後の計画を明らかにしていただきたいと。雨水対策は町民の安心と安全を守る立場からインフラ整備の1つとして重要であるとともに、同じ町民でありながら整備されたところと整備されていないところがあるのは、町民に不公平感を出すのではないかという質問をいたしました。

毎日、中山道を通っていて、工事は違いますが、今、四十九院の地先の側溝工事がきれいになりました。工事が違うというのはわかります。でも、車で走っていったら、中山道の玉屋さんを越えて北村ポンプさんへ行ったら、全然何もないんですよ。いけば役場から四十九院さんの方はカラーで、玉屋さんから向こうはホワイトなんです。これは走ったらすぐわかります。

その質問をいたしました。その当時は主幹制度があった制度で、確か当時の総務主幹かな、ちょっと記憶違いと思いますが、「計画の見直しと今後の整備目標の樹立が必要で計画を一時中断していたが、計画の見直し、認可拡大する方向で考えている」という回答があった。これは2009年6月、ほぼ10年前なんですけど、先ほどの回答でいくと、じゃあこの間、どうしてこの計画の見直しが進められなかったのか、残念な気はするわけですが、それは済んだものを言っても仕方ありませんが、ぜひこれについては、今、グレーな部分を含めて、先ほどの答弁はだめだということではなかったような答弁でございますので、昨今の気象状況も含めて、ぜひ前向きに、これが認可拡大される方向で進めてほしいと思いますが、回答をお願いいたします。

北川議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

議員におっしゃっていただいたとおり、できないという県からの回答はいただいてないんです。県は難しいという表現で回答されています。そういったことから、担当課としては何らかの方法があるのではないかというふうに考えておまして、いろいろな方法を県にも提案しながら進めていければと考えているところでございます。

北川議長 次の質問を許します。

鈴木議員 　　ぜひ知恵と工夫を出してください。

次、スポーツ公園の問題に移ります。先ほど、施設については計画的に協議を進めていきたいというような回答であったと思います。スポーツ公園や体育館の整備については何度か一般質問でも取り上げさせていただきまして、例えば体育館に筋力トレーニングの設置を検討してはどうかということや、バンガローの跡地整備をどうするのか、それからグラウンドゴルフ場の整備についてなど、個別に提案や質問をしまりました。

6月議会でバンガローの跡地問題などを取り上げた際に、最後に「今後は全体の整備が必要ではないか」というふうに発言をいたしていましたが、第5次総合計画にそういう全体の整備がありましたので、その具体化を求めたところでもあります。

その際に、先ほど多くの住民の声も聞きながらという声もありましたので、幾つかご紹介をしておきますと、例えばグラウンドの土、今、非常にかたくなっているんです。あそこで少年野球の練習なんかもされていて、ボールが弾むんだということだったので、一度現地に行ってみたんですが、小石がたくさんばらまあってまして、はねたりして危ないという声があったり、それから、先ほどの課長の答弁では「高齢者が気軽に来られるようにこれからも」ということでしたが、私がお聞きをしたのは、最近、晴れた日にはあそこのスポーツ公園の広場で多くの子供たちが、あの近辺の子供たちが遊んでおられるのですが、そこでお聞きしたのは、小学校低学年用の鉄棒とかすべり台とか、そういうようなものはあるんですが、もっと小さい幼児、小さい子供、幼児が遊べる遊具が今ないと。何とかそういうようなものができないのかなという声が、高齢者ではなしに、逆です、若い子育て世代の方からありましたが、ぜひ遊具の設置について検討していただきたいと。幼児用遊具です。設置について検討していただきたいと思いますが、お考えを伺います。

北川議長 　　岡村社会教育課長。

社会教育課長 　　鈴木議員の再質問にお答えいたします。

まず、グラウンドのかたい土があるという件につきましては、今回の補正予算で、グラウンドのテニスコート側の内野部分の土の入れかえについて予算の計上をさせていただいております。予算がとれたら執行していきたいなというふうに思っております。

また、幼児用の遊具につきましては、まずは設置するスペースがあるか等をまた確認させていただきまして、安全面において、おっしゃられたようにブランコ等ありますので、そちらの方の確認等をさせていただきまして、総合的に

判断していききたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

北川議長 再々質問を許します。

鈴木議員 総合的におっしゃらずに、そんなに予算がかかるものではない。子供がパカパカする等、私、古いですが、ああいうものが2つ、3つあれば十分なんだと思うんです。せっかく新興住宅の方に、新しく移ってこられて、お話を聞いてみますと、そこのお母さん方だけではなしに、近くのお母さん方も一緒に遊んでおられるということで、今はやりの言葉ではママ友とかいうんですか、そういうようなのがはやっているということで、ぜひ幼児用遊具の設置については検討してほしいと思いますが、もう一度だけ。

北川議長 岡村課長。

社会教育課長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

検討をとということで、確かに幼児が使うということで安全面とかを確認していかなければならないと思いますので、そういうことをまず確認しながら検討していきたいと思います。

北川議長 次の質問を許します。

鈴木議員 新しいごみ処理施設の問題について再質問をさせていただきます。

実はこの問題につきまして、8月に2度、広域行政組合の事務局の方と意見交換をする場を持ちました。先ほど回答がありましたように、当初は8月中に4候補地の中から候補地を決定するという予定であったようではありますが、それが1カ月ずれて、今月中には候補地を決定するという予定になっているということもお伺ひいたしました。

そこで、私も認識を新たにすることが幾つかありまして、湖東衛管の、実は発言をさせていただいたんですが、1つは、この新しいごみ処理施設の事業は湖東定住自立圏事業として行われているということで、湖東定住自立圏の共生ビジョンの中に挙げられているということが1つであります。

また、新しいごみ処理施設建設の目的の中で、彦根市清掃センターとリバーズセンターが経年使用による施設の老朽化が進んでいるので、新しいごみ施設が必要とされていたのですが、私、湖東衛管の議員もしておりまして、思慮していましたら、リバーズセンターは平成9年稼働で22年になるんです。これは建屋の話です。炉の話はまた別になると思いますが、ただ、そういう建屋を老朽化と果たして呼ぶのかどうかについては、私は疑問を持たざるを得ないということです。

それから、リバーズセンターは今年度から旧の湖東町、愛東町が抜けられまして、1日当たりの処理量が減ることになっていますから、その点も含めて、

一度、どうなのかなという疑問を持った。さらに、経費の負担について調べてみますと、今、経費が均等割と人口割で、この経費があるとなっている。

先ほど申しあげました行政組合との話し合いの中で、建設費だけで今、約200億だという説明がありました。調べてみますと、仮の話ですが、全て人口割になりますと、彦根市はの中で人口が71%なんですが、ごみ排出量は76%で5%の違いがある。私は基本的には、ここはごみ排出量で負担額も検討するべきではないかというふうに思うんです。これを建設費の200億だけで単純に計算すれば、5%の違いでは10億にもなりますから、この10億をどこかで負担するわけですから、やはりいずれにしても、先ほどの回答にもありましたが、彦根市や甲良町で1市4町の枠組みを含めて検討するべきではないかという意見書が採択されておりますから、この事業について、いま一度立ちどまって検討してはどうかと思いますが、町長のお考えを伺っておきたいと思います。

以上です。

北川議長 町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの新しいごみ処理施設の建設問題を問うということで、再質問にお答えします。

おっしゃいましたように、リバースセンターで東近江市が抜けますと、4町だけのごみ処理となります。ちょうど湖東広域衛生管理組合の議会にもお話ししましたように、固形化燃料という形の中でRDFを排出しております。その平成9年の建設当時は、これはタウンコールといって、要するに町の石炭やという形で、私の記憶であるのは3,000から4,000カロリーぐらいの固形燃料化されたものであるもので、永続的にこれは新しい資源だと、熱源だという話でしたのが、年々お荷物になってきております。

これが今現在でも、確か販売代金が年間300万円ぐらいで、あと、排出というのか、運搬してもらう費用が3,500万ほどかかっていたと思います。そして、今現在はそれを燃料として使っていただいておりますけれども、いずれはこれは本当、今度は産業廃棄物、生活ごみの廃棄物をリバースセンターで再生産して、それも燃料を使って再生産しているというふうな形に、これは将来見えてきます。

それとあそこは、この前の説明では期間が、なったんですけど、平成22年までは借りられるんですけども、ただ、あの施設の利用方法が変われば新たな問題が起こってきます。そういうことも勘案しますと、やっぱり新しいごみ施設は考えていかなあかん。また、彦根市の場合も、野瀬にあります焼却炉

につきましても、今現在、それぞれ毎日保守しながら新しいのに更新していく時期でもございます。炉の方が耐用年数を超えておりますので、そういった中で、この1市4町の中で、定住自立圏構想の中でして、そして循環型、その交付金を使ってやっていこうとなつて、それを今、新しく云々となつていますが、それぞれにやったら、彦根は彦根で、豊郷と4町だけで新しくやっていくということは、4町でやっていくとなるとやはりごみの量がなくて、4町の場合は交付金やらが受けられない、計画が立てられないということにもなります。

いろんな制約の中で、施設としては約200億ほどありますけれども、循環型社会形成推進交付金、これが3分の1か、2分の1か、その辺ですけれども、それを含めまして一般廃棄物処理事業債の活用等に対する交付税措置とか、いろいろな状況がありますので、実際にどのような負担金になるかというのはわからないのでありますのと、議員がおっしゃったように、人口割と均等割と、その中に私は、排出量割をやはり主に持った中で、人口もそういう形でも管理する割合が妥当ではないかなと、今後は提案もさせていただきたいなど、このように思いますので、ぜひともご理解のほど、よろしく願いいたします。

北川議長 次に、西澤清正君の質問を許します。

西澤清正議員 議長。

北川議長 西澤議員。

西澤清正議員 それでは一般質問させていただきます。

災害発生に備え、河川しゅんせつについてを再度問います。平成30年9月議会において、みな川のしゅんせつについて一般質問したところ、甲良町、愛荘町、豊郷町の3町の連名で要望活動をしているということでありましたが、隣接区や近隣町より、みな川のしゅんせつの早期完了を求める声が多く、台風や豪雨等による氾濫被害の抑止のために計画的にしゅんせつを行うべきだと考えるが、町としてはどのように計画をしておられるか、答弁を求めます。

北川議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤清正議員の「災害発生に備え、河川のしゅんせつについて再度問う」についてお答えします。

8月28日、九州北部、特に佐賀県に大雨が降り、多くの市町で冠水が起こり、先週は三重県で局地的豪雨で冠水、先日も台風15号で関東が甚大な被害を受けております。滋賀県でも局地的な大雨を想定し、100年に1度、200年に1度、河川が氾濫する想定で地域防災計画、ハザードマップの更新を行っております。

みな川については、平成29年11月8日に甲良町、愛荘町、豊郷町の3町

の連名でしゅんせつの要望をしております。平成30年3月には、河川愛護事業の川ざらい事業で深草区が実施しております。それと、あと、平成31年2月19日には、みな川で湖東土木事務所河川課長と雨降野区長さん、副区長さん、役場職員で地元との協議を行いました。そのときは川ざらい事業から1年しか経過せず、他の河川のしゅんせつもあることから、優先順位をつけて実施していきたいと報告を受けております。

下流のしゅんせつが進まないと上流に被害が及ぶというのは十分承知しております。今後も引き続き要望していくとともに、3月に実施されるみな川クリーン作戦時などでも機会を捉えて、3町で要望していきたいと思っております。

以上です。

北川議長 再質問を許します。

西澤清正議員 今、課長からありましたが、特に今年からみな川のクリーン作戦が3月になったというようなことで、いつも私も寄せていただいて、今回ちょっと行けなかったのですが、いただいているときに、土木事務所の所長ならびに現場を見ていただき、この前、ちょっとすいてはりましたが、ただ、草木がなるほど山になっているところをちょっとならしたということで、しゅんせつはしてませんで、今はそういうようなこと、もし下からと言われますが、当然でございますが、定期的に、できたらしていただきたい。

特に今、見ていただくとわかりますけど、甲良町側の方が特に今、なっております。今回の、今年雨降野の掃除のときに、一部ユンボを使って、またさらえて、ただ、その排出がまたなかなか大変なということで、ひとつその点もご理解いただきまして、ご協力いただきたいと思っております。その点につきまして、また定期的にやっていただければというようなことのご要望だけ、ひとつお願いしたいと思っております。

地域整備課長 議長。

北川議長 整備課長。

地域整備課長 西澤清正議員の再質問にお答えします。

定期的にやっていただきたいということで、甲良町側はまた甲良町側で要望はずっと続けております。なかなか要望しても実施してもらえない現状もありますので、3町でも要望を繰り返してはおりますし、春と秋に市町連絡調整会議という湖東土木事務所と市町が協議する場もありまして、その中では必ず3町から河川、みな川のしゅんせつについては要望しております。

以上です。

北川議長 再々質問ですか。

西澤清正議員 要望だけ。今言うていただきましたが、3町が特に連携していただきまして、ぜひ定期的にしていただくよう、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。
次に行きます。

北川議長 次の質問を許します。

西澤清正議員 それでは、安全対策とガードレールの設置をということで、八町から雨降野に、長寺に抜ける県道、旧のみな川沿いは道幅も狭く、中学生の通学路になっており、大型車が対向する際、非常に危険なため、ガードレールもしくは歩道の設置を求めたいと思います。見解をよろしくお願ひします。

北川議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤清正議員の「安全対策としてガードレールの設置を」についてお答えします。

八町から雨降野を通る県道北落豊郷線は道幅も狭く、大型車が対向する際、非常に危険であることは認識しております。実際、八町公民館付近のカーブから太陽光設備が設置してある箇所まではガードレールを設置しており、この間、はかりに行きましたら、道路から水路までの高さが1メートル以上ございました。ガードレールがないところは、道路から水路までの高さが80センチのところもあれば、65センチのところもあり、オレンジのデリネーターが設置されています。

県道で大型車が頻繁に通行するため、中学生は県道の横の農道を通って学校に通っておりますが、一般の自転車などはこの県道を通って非常に危険であります。滋賀県も、西側の琵琶湖に向いての左の外側線を狭めて歩行者の確保をしておりますが、県道全体で見ると一部の区間だけであるため、対策が不十分であることは否めません。町としては、歩道設置が困難である県道であるため、交通安全対策で対策していただくよう協議していきたいと思ひます。

以上です。

北川議長 再質問を許します。

西澤清正議員 今、聞きましたけど、なかなか、ちょうど郡境というようなことで、大変問題があるところで、これはわかっておりますが、今言われていました、大変、八町に行く、ちょうど岸本木材からはガードレールも設置でき、ちょうど今の長寺の間が特にないというようなことで、今の旧のみな川が、暗渠にして、歩道ができると一番ええんですが、なかなかそれも無理かなと思ひますし、今、ちょうど町村会の、町長も会長をされておりますが、国のこともされておりますので、ぜひ今回、今、幹線道路へ抜ける、湖東三山に抜けるというようなことで、それも踏まえた中で、そのようなことが1つ計画に乗らないかというよ

うなことでひとつ働きかけていただきたいかなと思ひ、それもぜひ、ひとつ回答をお願い申し上げます。

北川議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤清正議員の再質問にお答えします。

目加田バイパスとかの方は県の事業になっておりまして、こちらの方は安全対策になりますので、そちらの方は要望させていただこうかと思いますが、とりあえず歩行者の、落差があった場合のガードレールなどの設置基準につきましては、70センチ以上あった場合にはガードレールを設置しなければならないということもあります。あそこは歩道がないので、基準が対象になるかどうかは定かではございませんが、県土木の方にはそういうことも考えてほしいということは既に伝えてあります。

以上です。

西澤清正議員 今もなかなか難しい点、最低でも、グリーンベルトですかいな、それをどっかに引いていただいて、安全確保だけひとつ、ぜひお願いしたいと思ひます。

北川議長 次に高橋直子君の質問を許します。

高橋直子議員 議長、5番。

北川議長 高橋議員。

高橋直子議員 それでは、一般質問を始めさせていただきます。まず町長、教育長にお聞きします。

公的保育の保障で、希望する園に入所できるための施策を。今年10月からの幼保無償化にちなんで、新たな問題点が指摘されていますが、以下、見解を求めます。

1つ目、入所希望が増えることが予想されるが、どのように捉えているか。

2つ目、各保育園では一人ひとりに新たな副食材料費の請求書を出す必要が出てくることで、説明、請求、徴収管理などの実務負担が出てきます。行政としての支援や人員配置が必要であります。どうされるのでしょうか。

3つ目、小中学校の給食無償化は県下でも先進事例として評価をされています。思い切って幼保の副食材料費の無償化にも取り組んではいかがでしょうか。試算して提示を願ひます。

4つ目、町内の園への入所希望者に対しては公的保育を保障することが求められています。今年度実績で、ほかの自治体にある園への入所児、企業内保育園、企業型保育園、また保育ママ制度などを利用している方々など、いろいろな保育を利用している実態調査をして、報告を願ひします。また、保育待機児を0にするためのその後の具体的な対策を問ひます。

5つ目、入所取扱要領中、入所基準点表はいつ、誰が審査をして、いつの時点で該当者に結果の通知をしているのでしょうか。

6つ目、公立、私立間の保育士待遇に差があるのか、ないのか。

7つ目、非正規の保育士、パートとか嘱託職員のことです、非正規の保育士で正職になるための試験を今年も受けられた方があったと思いますが、この人数を報告をお願いします。

町長、教育長に豊かな学童保育を保障する対策を求めます。学童保育は共働き、ひとり親家庭の子供たちの放課後と学校休業日の生活を保障し、親の働く権利と家庭のよりどころであります。「狭い」、「人が多過ぎて暑い」、「小さい子から大きい子までが混雑して本当に大変だ」などの問題改善策として、どのようなことに取り組んでおられますか。夏休み時の申し込みが春にあって、この申し込みに間に合わなかった方が困っている事例をお聞きしました。このようなことも改善できないのでしょうか。

引き続き、町長、教育長に求めます。

教育現場での外部委託問題などについて。教育現場での働き方改革にちなんで、部活などでの講師派遣が行われていると思いますが、実態の報告をお願いします。各講師はどのように選ばれているのでしょうか。派遣要請をする上で、体罰、暴言禁止などの生徒への接し方などの心得、これも教育されているのでしょうか。

1つの例としまして、中学校の部活、情報部におきましてパソコンが傷んだ事例があり、家庭訪問を受けた家庭があります。本人は自分が傷めてしまったということで本当に悩んでおられる、こんな事態でした。訪問の目的は何だったのでしょうか。保護者は教育長にも話をしたとのことですが、学校現場とどのような情報を共有されたのでしょうか。また、保護者にはその結果をどのように報告されたのか、答弁を求めます。

この保護者は、このような悩みを打ち明けるまでに半年かかっています。子供が学校にいつらくなるのではと思い悩んでおられたんですが、今後、同じように悩む子供が起きないようにと勇気を出して行動しておられます。悩みや相談に乗ってもらえる部署や、また、親同士が気軽に話せる座談会などの体制をとって、1つ1つ解決していける、そんな道を切り開くことを求めて、見解を求めます。

町長、教育長にお伺いします。

除草剤が及ぼす悪影響の理解を深めるために。昨年、11月24日の「広報とよさと」別冊、平成30年度行政懇談会の紙面に、住民から除草剤に関する

質問や意見が出ています。これに関して各回答が出ていますが、その回答に至った経緯と説明を各担当者に求めます。その上で、以下、特に求めたいものがあります。

1つ目、学習会はなぜ取り組まなかったのか。

2つ目、1994年、平成6年の土入れかえ工事以後、各学校が取り組んできた、草が生えることについての具体的な対応策を時系列でお示してください。使用した除草剤の名前と頻度を含めて。

3つ目、日栄小学校に関しては1994年、平成6年度の事業効果が全く出しておらず、事業前よりもひどい草が生え続けていることに関して、調査研究が必要ではないでしょうか。当時、「上水道のろ過の際に出る土砂（流用土）を使った」という説明がありましたが、その土に問題があったのではないかという疑念があります。また、水はけをよくするための工法を使っているという、そのような説明も受けた記憶があります。このような疑問に答えるために、吟味する必要があるのではないのでしょうか。

4つ目、学校や公共施設での不使用、除草剤を使わない、これを推進するために、人手による除草に予算をつけることを提案しますが、見解をお願いします。

町長に質問します。

国民健康保険税の引き続く引き下げを。近隣では米原市、全国では熊本県の芦北町などが自治体独自の施策として均等割を廃止する方向で動いています。要は町長のやる気次第でございます。「一步先行く豊郷町」をここでも表明したらいかがでしょうか。これは子育て世代への大きな支援になり、少子化にも貢献するので、ぜひ実現を。

1つ目、直近の国民健康保険加入者の世帯数及び被保険者数は何人でしょうか。

2つ目、国民健康保険税は現在、所得割、資産割、均等割、平等割で課税されていますが、それぞれどのように課税されているのでしょうか。また、一人ひとりにかかる均等割は39歳以下の被保険者の介護分はかからないと聞いていますが、幾らになりますか。

3つ目、6月議会での答弁では「均等割を廃止しても、所得割と平等割に降りかかってくるので試算をしない」との答弁でありましたが、実施している自治体を参考に、実際どうなっているのか、この調査検討を求めるものです。その上で、実施した場合の試算額の提示を、6月議会にはしませんということでしたが、試算額の提示を求めます。

以上です。

北川議長

教育次長。

教育次長

それでは、高橋議員の「公的保育の保障で希望する園に入所できるための施策を」のご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、①と④につきましては、入所希望が増えると予想されるための対策といたしましては、2つの対策を考えております。1つ目は人的な対策です。こちらにつきましては、職員の募集を現在かけているところでございます。2つ目は物的な対策でございます。愛里保育園を一部改修して、保育室として利用できないか検討しております。

次に、②につきましては、各保育園では1人の職員が多くの仕事をかけ持つて業務をしていることから、大変な状況ではありますが、現状維持と考えております。

③では、幼保の副食費無償化につきましては、現在のところ考えておりません。

⑤では、教育委員会で関係事務を行っております。

⑥では、公立、私立、それぞれ経営方針がございまして、待遇比較としては把握をしております。

⑦では、平成30年度、1名でした。

引き続きまして、「豊かな学童保育を保障する対策を」のご質問にお答えをさせていただきます。通常、学童保育は両小学校ともランチルームを利用して行っておりますが、昨年の夏や今年の夏も空き教室や図書館等の利用を学校に依頼しました。「学童の申し込みが遅れて困っている事例について、改善は」とのご質問については、定員がオーバーしていない限り、受け入れ体制はしております。

次に、教育現場での外部委託問題などについてのご質問にお答えをさせていただきます。

豊日中学校においては、働き方改革にかかわる部活動指導員は配置しておりません。町の事業で情報教育アドバイザーを1名配置しております。この方は長年、豊日中学校に勤務いただき、アドバイスを受けております。専門的な知識や技術があり、さらに教員免許をお持ちの方でもありますので、経験と信頼をもとにお願いをしております。

豊日中学校の情報部での事案ですが、故障の原因となりそうな使用をしていた生徒に、パソコンが故障する前に指導を行い、その指導内容を家庭訪問をして保護者に伝え、その後、使用方法が改善されたと報告を受けています。また、

教育長が保護者からの相談後に学校へ確認しましたところ、当該生徒はその後情報部で活動を続け、学校生活も安定していることを確認しております。保護者同士の絆は各校園の行事に参加する中などで深められると考えておりますので、各校園、PTA会長を中心として、PTA活動のより一層の活性化が図られることを期待しております。

最後に、「除草剤が及ぼす悪影響の理解を深めるために」のご質問で、教育委員会からは②から④につきましてお答えをさせていただきます。この質問に関しましては、過去に何度か同じような質問がございました。その当時の答弁でもございますように、グラウンドの使用頻度により草の生え具合が変わっております。

②につきまして、各学校に確認しましたところ、8年ほど前に専門の業者と相談しましたところ、カーメックスやタッチダウンなら人への影響が少ないということで、子供たちがグラウンドを使用する機会の少ない時期を選んで行っているということでした。

③につきましては、当時は、施行した業者から「草の生えにくい土であり、うちはその特許も取っている」と言われ施工したもので、25年以上も経過していることから、お答えはしかねます。

④の除草費用の予算化でございますが、自分たちが日々使っている場所を自分たちの手できれいにするという気持ちを育てることも教育の一環だと考えていることから、現在は考えておりません。

以上です。

産業振興課長 はい。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 高橋直子議員の「除草剤が及ぼす悪影響の理解を深めるために」についての、昨年の行政懇談会で回答した経緯と説明についてお答えいたします。

行政懇談会での要望事項の中で、体への影響面から、「極力、除草剤等の使用を控えるための学習会を」という要望の中で、農業に関して農薬や化学肥料の削減に向けた取り組みについて説明させていただいたのと、発がん性が指摘される除草剤、ラウンドアップの使用禁止については、除草剤等を扱っている農協さんにこの件について問い合わせた結果をお答えさせていただきました。

①の学習会についてですが、農業に関しましては環境への負荷を削減するため、環境こだわり農産物という栽培方法で除草剤の使用を控える取り組みを実施しているところでございます。

以上です。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋直子議員の「国民健康保険税の引き続く引き下げを」のご質問のうち、①番と③番について、当課の方からお答えさせていただきます。

①の直近の国保加入者世帯数及び被保険者数につきましては、8月末現在で1,047世帯、1,820名です。

③の実施団体の調査検討及び試算額についてですが、こちらは18歳未満の子供さんの均等割の件と認識しておりますが、米原市では、現在、検討段階でありまして、廃止に向けて動いておられるわけではないと認識しております。ご案内のとおり、保険料率につきましては、滋賀県国民健康保険運営方針にもありますとおり、令和6年度以降、早い段階での県内統一を目指して、現在、検討を進めている中、本町が単独で実施することは統一への足並みの乱れを生むことになるため、18歳未満の子供の均等割の話は現在考えておりません。また、調査検討を行う予定がありませんので、試算の方も行うことを考えておりません。

以上です。

北川議長 中山税務課長。

税務課長 高橋直子議員の「国民健康保険税の引き続く引き下げを」のご質問のうち、②についてお答えいたします。

②の「国民健康保険税はそれぞれどのように課税されているのか」のご質問は、国民健康保険税の課税は所得割、資産割、均等割、平等割の合計を世帯主に課税されています。

令和元年度の国民健康保険税は、所得割としては加入者の世帯所得に対し、医療費分として5.67%、介護分として2.2%、後期高齢者支援金分として2.49%を乗じて課税し、資産割は世帯の固定資産税額に対し、医療費分として10.28%、介護分として5.41%、後期高齢者支援金分として4.44%を乗じ、課税しております。均等割は加入者1人当たり、医療費分として2万1,000円、介護分として1万1,100円、後期高齢者支援金分として8,900円、平等割は加入世帯の1世帯に当たり、医療費分として1万6,500円、介護分として5,700円、後期高齢者支援金分として7,000円を課税し、また、所得と人数に応じて軽減措置がかかる世帯に対しては、7割、5割、2割軽減などを計算した後、1世帯当たりの年税額を確定し、世帯主に課税しております。

また、「一人ひとりにかかる均等割は、39歳以下の被保険者の介護分はかからないと聞いているが、幾らになるのか」のご質問は、ご質問のとおり、39

歳以下の方は介護分の保険税は課税されませんので、かかりません。よって、課税額は0円となっております。

北川議長 再質問を許します。

高橋直子議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、公的保育の保障のことですけれども、先ほど、今までと変わらないような答弁だったと思っているんですけれども、来年度がどうなるというのは全く想定できないものなのかなと思います。弟妹がいるところとか、よく情報をつかむというところでは、まずまず安心していいのか、それとも厳しい状態になるのか、せめてこういうことだけでもお答えいただきたいと思っています。

各保育園の作業として、今度、新しくいろんな実務が入ってきているんですけれども、この間、先日の全協の場でも町の職員の方が本当に大変していらっしゃるのを伺いまして、もっと国が、本当は国が全額保障してあげたら、皆さんが悩むことはないんですけれども、でも現実、10月からこういうややこしい制度が発効します。町の場合は町の担当課、教育委員会で、その部署で対応しておられると思うんですけれども、民間などはどのような対応になっているんでしょうか。人員が本当に、今まではやらなくても済むものが、事務的な作業が増えるということで困っておられるのではないかと思いますので、お願いします。

また、入所希望者の実数を本当は教えていただきたいんですけれども、町内の保育園、幼稚園に通っている子はわかるにしても、よその施設を利用している方も相当あります。長浜まで乳児を抱えながら車の中で朝ごはん、パンをかじらせながら、院内保育所というところで働いている人もいらっしゃるわけなんです。本当に希望しているのは町内の保育園。そういうことが実現するために、町としてどんなことを考えているか、お願いします。

また、1名だけ臨時、嘱託、いずれかわかりませんが、正職化への受験をなさった方があるというのは1歩前進だと思います。なれ親しんだ先生がその場所に勤め続けてくれるというのはやっぱり安心感にもつながりますので、このような形で離職された方への声かけとか、そういうのはなされているのかも、保育士を確保する上ではとても大事だと思いますので、どのような努力をされているのかもあわせてお願いします。

以上です。

北川議長 馬場教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

①につきましては、先ほど答弁の中で増えると予想されるというふうにお答えさせていただいたと思うんですけども、増えると予想する理由につきましては、今回の件は国における無償化の取り組みでございます。お母様方が社会に働きに出る形がつけられていくということですので、保育所ニーズは増えると思われまます。

②につきましては、民間保育園につきましては、正直把握をしておりません。公立の施設につきましては、職員の負担が増えるということは予想されます。しかし、現状のままで賄ってもらいたいと考えております。仕事の公平性や分担化されること、また職員育成も必要だと思っておりますので、園長にはしっかりとした園経営をしてもらうように伝えたいと思っております。

④につきましては、広域の保育所を利用されている方は3名おられます。企業内保育所につきましては13名の方が利用されておられます。

それと、⑦につきましては、離職された方への声かけはしているのかということなんですけれども、現在、保育士不足ということは議員もご存じだと思うんですけども、保育士は保育士のネットワークというものがございますので、離職された方であったとしても、そのネットワークを通じて、現在、まだ保育士が不足しているということで、声かけはさせていただいております。

以上です。

北川議長

次の質問を許します。

高橋直子議員

豊かな学童保育に関する再質問をさせていただきます。

図書館にこういう本があります。「あるひ、いつものくどうで。」という本なんです。学童がなぜ必要かとか、学童の職員さんがどんなふうに頑張っているかとか、親御さんとどうつながっているかなどの具体的な事例をもとにした絵本です。

そこでお伺いします。今の豊郷小、そして日栄小で行っている、狭くて本当に大勢の人数がわちゃわちゃいる、そういう事態を何とか解決するための方策を真剣に考える時期に来ていると思うんです。そういう点では、いたし方がない、できる努力はしていますという、本当に皆さんの努力は認めますし、何もしてないわけではないというのはわかりますけれども、しかし、子供たちがすし詰め状態の中で大変な放課後を過ごさざるを得ない、この事態を解決するための方策をお願いします。

そして、先ほど、4月の時点で夏休みの希望を出さなかった方が間に合わなかったということで入れなかったんですけども、ばっちり定員になりましたからという感じで切られているんでしょうか。それとも、状況によっては仕方

がないなということで幅が考えられるのかどうか、関係しますので、今、両小の学童を利用している子供たちの人数をよろしくお願いいたします。

北川議長 馬場教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

現在の施設の利用につきましては、保護者アンケートもとっております。保護者アンケートではこのままの施設でよいという返答をいただいておりますということをお返事させていただきます。

現在、学童保育を利用している人数ですけれども、豊郷小学校では年間を通じて利用している子供の数は32名、夏休み期間という長期の休みの利用者が28名、日栄小学校では通常が41名、長期が16名となっております。定員を超えて子供を預かるということは安全を確保できないということでもございますので、定員を超えての利用はできるだけやめるようにしております。

北川議長 再々質問を許します。

高橋直子議員 それでは、今の答弁を聞く限り、現状のすし詰め状態とか困難な状況を改善することは望めないように思うんですけれども、教育長、そして次長はよその学童保育所などをごらんになったことがありますか。お願いします。

教育長 議長。

北川議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

よその学童を見たことがあるかということですが、見たことはあります。私が甲良東小学校の勤務のときははたでありました。

以上です。

北川議長 次の再質問を許します。

高橋直子議員 先ほどの答弁で、豊日中学校の場合は、まだ外部からの講師というのは1名だけだということがわかりました。このような講師の皆さん、本当にご苦労いただいていると思うんです。部活の指導の場合は、そういう専門の方プラス、顧問の先生もおられるとお聞きしてはいますけれども、「生徒とかかわるときの注意事項などはどのように」というのが、お答えがなかったように思うんですけれども、今回のケースにつきましては、本当に子供さんが自分がさわっていたパソコンが傷んだ、弁償しなければという気持ちになるような言動があったということですので、その点で、故意にやったらやっぱり弁償はしなければいけないということで、学校にもお伝えしてはるみたいなんです。故意だったのか、それともたまたまだったのか、そのようなことをきちんと保護者にお伝えになったのか、そして、当の本人は心を痛めることなくこの半年間過ごしていたと、

そのように捉えておられるのかについて、お願いします。

各部活、本当に校務上は時間的に無理があって、顧問の先生が常時一緒にいるということが無理な状況というのもお聞きしています。そういう点で例えば器具が傷んだとか、それからまた、いろんなトラブルがあったときの対応を、学校、顧問と、それから外部の方と一緒にあって、どのように対応しようかと相談なさったのかどうか、これが今、問われていると思うんです。本来はこういうのは、議会で取り上げるまでに、現場同士が連絡をとり合ってきっちりと対応しておけば、その該当の子は悩むことも少なく済みまし、そして、その親御さんも本当に自分の子供のしたことがということで思い悩むことも短く済んだと思うんですけれども、学校と教育委員会、どのように連携をとっておられたのか、具体的に説明をお願いいたします。

教 育 長 議長。

北川議長 堤教育長。

教 育 長 高橋議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず学校現場、中学校に限らず小学校もですけど、いろんな方が講師、あるいは講師以外でも、町民の方の指導もあります。そういったときに、生徒あるいは子供への接し方については、事前に研修あるいは伝えている状況であります。

また、弁償の件ですけど、指導にかかわらず、子供たちが故意でやった以外については、やはり故意でしたものについては、やはり最終的にはそれぞれの発達年齢に応じて、例えば事前に指導したのにもかかわらず、同じようなことで、内容で学校の物を壊した等については、これは小学校も中学校も、先ほど言われたように、各家庭にて故障を補償していただくということで、それは共通しております。

3番目のトラブルについてですけど、最終的には、私はお子さんが最終的に友達関係が改善されて、有意義な学校生活を送っていただくということが大事かなということを思っております。そういった部分では、学校と教委というよりも、学校と家庭との連携の方を重視していくべきではないかなということを思っております。

以上です。

北川議長 再々質問を許します。

高橋直子議員 それでは、再々質問をさせていただきます。

事前に研修などをなさっているから、該当の子供がどきどきするような、半年間も胸に抱えなければいけないような事例は本来ならば発生しませんよね。

しかし発生しています。故意にやったんだったらやはり弁償しますと。でも、故意なのかどうかの判断がしっかりと伝えられていない場合はもやもやもやもやするのが人情ではないでしょうか。

何とかそれを一日も早く解決するために、教育長にやっぱり信頼を置かれてあるんだと思うんです。思い詰めていたものを、2回も「教育長、実はこういうことがあって」というのを訴えたと言っておられます。だからこそ、このまま何となく終わるのではなくて、きっちりと学校と、それから該当の保護者と橋渡しをしていただくのは無理なことでしょうか。ぜひ実現していただきたいと思っております。

本当に外部からの人が今は1名ということでしたけれども、そして教育長は少しだけ、もうちょっと外部の方をお願いしている部分はありますと、こう言っていたんですけれども、やはりいろんな事例が起きたときに早目に対応をとる、そういう力を発揮するのが教育長ではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

教育長 議長。

北川議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

今後、丁寧にお子さんの気持ちに立って対応していくということを中学校の方に伝えていきたいと思えます。

以上です。

北川議長 次の質問を許します。

高橋直子議員 それでは、除草剤についての質問をさせていただきます。

実は住民懇談会というのが行われていますよね。これがその冊子です。その中で、住民さんからいろんなお声が届けられて、先ほど答えられたんですけれども、そのお答えは産業課だけがお答えになった、教育委員会もありましたけれども、結局のところ、除草剤に関してなぜ私がこだわっているかといいますと、昨年9月10日付の新聞に、除草剤がもとで学校の労務員の方ががんになったと。そして、その裁判で、その会社は負けているんです。だから、日頃から除草剤を子供たちがいるところで使うことにとっても危惧感を持っていた私は、ちょうどタイムリーに、住民懇談会に字を通して要望する機会に恵まれましたので、出しておいたわけなんです。

けれども、今年も、そして今年は2回、偶然通ったときに見たものですから、これはとあって、教育委員会と自分が目撃した学校とにこの資料を渡しました。やっぱり除草剤というのは、今、世界でも廃止の、使わないでおこうという流

れがうんと広がっています。この夏には彦根の金亀公園、そこに使おうとしていたのを、住民さんが声をいっぱい届けたら中止になったということも聞いています。

この際だから、除草剤がなぜ危ないのか、使い続けることがどんなに危ないことなのか、これを勉強する、そういうことに取り組むのはどの課が取り組むことになりますか。その課から教えてください。

そして、私は学校の先生方、そして労務員の方の健康も守ってあげなければいけないと思っています。ずっと使い続けているんですから、何かあったら本当に大変です。気がついたときにストップをかけていく、そういう時代に来ていると思っていますので、一般的な、農協に聞きましたとか、そういうのではなくて、もっともっと真剣にこのことは考えていくべきだと思うんですけれども、この行政懇談会に関してはお二方だったんです、答弁は。町長もぜひご自身のお気持ちを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 それでは、5番、高橋直子議員の再質問にお答えいたします。

どのような薬剤であっても、そしてまた体によいものであっても、やっぱり取扱説明書をしっかり読んで使うというのは、まず基本なんです。どれがよい、悪いではなしに、それぞれ使うものは取扱説明書をしっかり読んで、その規定に基づいて薬剤なり、そして体にいいものでも使っていくと。

一概にラウンドアップ、あれはモンサント製やと思うんですが、アメリカの方でものすごく問題になっているというのは、昨年のTPPを考える会ということであったときに、ある元国会議員がアメリカの方で視察研修されたときの話をされておりましたが、ラウンドアップが悪い、発がん性があるというのは、アメリカの使い方は収穫間際の大豆にやったり、そういうふうに収穫前にやる。これは何でかという、農業をやっておられる方はわかると思うんですが、大豆でも葉っぱが落ちなんだから乾燥ができないと。そういう形の中で、アメリカの大豆はそういう形で収穫前に、要するにこんなものは異常なんです。

今、それぞれ農業やら、いろいろに携わっておられる方はしっかり取扱説明書を使っておられるさかいに、そのような日々の生活には支障がないということが言われております。それだけ十分ご理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

高橋直子議員 3点質問します。

北川議長 高橋議員。

高橋直子議員　それでは、再々質問をさせていただきます。

町長の言葉の中に、町長は一応危ないことが話題になっている講演会をお聞きになったと、そのように思っていたらよろしいのでしょうか。

そして、使い方さえ間違わなかったら大丈夫だという認識は何を根拠に持たれているのか、これをお願いします。

そして教育長には、学校現場は、例えば説明書にはどういうことが書いてあって、フル装備で、自分に絶対かからないようにしなさいという装備をした上で、学校の先生、労務員の方はなさっているのか、これをお聞かせ願えますか。

私が見たときには、防護を着ていた方は、労務員の方は確かに着てはりましたけれども、先生方は素でやってはったように思うんです。私の認識違いだったら、そのように言っていたらいいんですけども、かからないように防護服を、いろんな、まるで宇宙服みたいな感じのを着ておられた方を、労務員も見たんですけども、ほかの先生方はどうなさっているのか。そして、子供たちがすぐにそこに入らないための対策をとっておられるか。ロープを張るとか、絶対だめですよとか、そういう表示もなかったように思うんです。そういうこともやろうと思えばすぐにできたことではないかなと思うんですけど、お願いします。

除草剤を使い続けるのではなくて、人的な作業で取っていくのを、まず今をきっかけにしていって、そして、それからもちろん保護者をお願いしたりとか、そういうことは考えられると思うんですけども、取りおおせる草ではないですよと、このように現場は悩んでおられます。1回リセットする意味で、手作業による除草をしっかりとやって、そして、できるだけ生えなくなった時点で保護者のかい性だけで草取りができるような、そんなふうに持っていけないものかと思う次第です。いかがでしょうか。

伊藤町長　はい。

北川議長　町長。

伊藤町長　5番、高橋直子議員の再々質問にお答えいたします。

何物にもやっぱり取扱説明書、何回やとか、そういうことがきっちりうたわれております。あなたは全然読まんと、そういうのを使用されているんですか。いろんなものですよ。薬飲むのにも、薬でも何でもですよ。これは何錠飲みなさいというのを、ほんなら、2錠のところを3錠、4錠飲んだら体に悪いです。その取扱説明書をしっかりと読んで使うというのは基本なんです。よろしいですか。ご理解のほど、よろしくお願いします。

北川議長　堤教育長。

教 育 長 高橋議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの話にもありますように、取扱説明書でもって、きちっと使っていく、そして、ちょっと先ほどありましたけど、子供たちが入らないような警告は、私のときはやっておりました。抜けていたというのであれば、現場に指導していきたいと思います。

以上です。

北川議長 次の質問を許します。

高橋直子議員 それでは、国民健康保険税についてお聞きします。

私の情報では米原も前向きに考えているという情報だったので、このような表現にしたんですけれども、6月議会的时候には、私に「法律は守らなあきまへんから」という答弁だったので、それでは、こうやって実施できている自治体とわが町との違いはどうなんだというのをお聞かせ願いたいわけです。

6月議会の明くる明くる日に新聞で熊本の町が均等割をやめたという記事を見たわけですから、やろうと思えばできた、その実態がある一方で、全く検討も考えてないような発言だったので、いかがなものかと思う次第です。この町は、国も一応何とか考えなあかんかなという方向に切り出してはいるけど、まだ定かではないから町独自でやることに決めたという町なんです。

これは、もし導入したときに何か弊害が起きるんでしょうか。例えば国からペナルティーが来るとか、県から嫌がらせのことを言われて困るんだとか、あるんでしょうか。本当に、若い子育て世代を応援するためのタイムリーないい施策だと思うんですけれども、この町のことは研究なさったかどうかを教えてください。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 それでは、高橋直子議員さんの再質問にお答えいたします。

今おっしゃっているのは国保の中での均等割の件で、均等割をなくすということは、一部の方は下がってよろしいですけれども、75歳までの高齢でひとり暮らしとか、若年でひとり暮らしの方は相当な負担になるということもあります。

まず滋賀県は、先ほどから課長が申しておりますように、令和6年には統一の保険料を目指すということ。どこにいても同じ保険料を目指す。それを目指すのに、どこかの市だけが計算方法を違えるというと、よその町やら市に行ったときに保険料が変わるわけです。これは統一をするということの目的で県域が、この県の中で保険料の算定を今後していこうということですから、その点、

ご理解をさせていただかんと、豊郷町だけやってええもんじゃないです。さっきおっしゃったように、国の、やっぱりこういう形はやめておきましょうという発信をどういうふうに行っているのか、やってないのか、そういう質問ならよろしいんですけども、それはしっかりやっておりますので、ご理解のほど、よろしくをお願いします。

高橋直子議員 再々質問します。

北川議長 再々質問を許します。

高橋直子議員 豊郷町は子供の医療費の無料化のことも本当に先陣切ってやってきたではないですか。それも、国やら県はまだまだラインが低いところを町独自で頑張っ
てやってきました。そういう点で同じような発想に立てないかなと思うわけ
です。市町村会議としても国にいろいろ意見を上げていているという答弁をいただ
いています。そういう点では、それももちろん大事ですけども、町として子供
を安心して産んで育てられる、そんな環境づくりの一助にもなるこの施策を取
り入れることをとりあえず検討ぐらいしたらいかがでしょうか。お願いします。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。

一部の方に軽減だけができるようなら検討はさせていただきますけれども、
それによって、やはり負担が増になる、相当負担増になる方がおられる状況と、
それと、やっぱり県域の中で同一保険料を目指すということは、今現在は検討
する余地はないと思っております。

以上です。

北川議長 終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後0時09分 散会)